

第36回熊本大学附属図書館貴重資料展(オンライン)

廃藩置県と熊本藩

廃藩置県から一五〇年目の今年、

巨大な転換期を貴重資料により復元

解説目録

藩ヲ廢シ縣ヲ被置候事

辛未七月

太政

死罪論

王政復古以来總カミ章

廢藩置縣之命知事

免職之令華薩以下

平民は婚姻勝手次第

穢多承人者自ら發乎

民編入之命今般二時

所施行天下一般洋一

沖刺度其神速誠

古今未嘗有之也

本教服之免運之念然

人々皆出之於外然

地大變革四海一家

日本一人之天見下

幸準蔵「死罪論」(永青文庫研究センター所蔵)

開設

熊本大学附属図書館ホームページ特設サイト「オンライン貴重資料展」

公開URL: <https://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/about/events/onlinekichoshiryo/r3>



令和3年10月27日(水)から公開

熊大 オンライン貴重資料展

検索

クリック

公開講演会/第15回永青文庫セミナー動画: 令和3年11月26日(金)から公開

共催 熊本大学附属図書館・熊本大学永青文庫研究センター

協力 公益財団法人永青文庫

後援 熊本県教育委員会・熊本市教育委員会・熊本日日新聞社・NHK 熊本放送局・RKK・TKU・KKT・KAB



第36回熊本大学附属図書館貴重資料展（オンライン）

廃藩置県と熊本藩

はじめに

本年は、明治四年（一八七二）七月の廃藩置県から一五〇年目にあたります。廃藩置県は、地方分権的な幕藩体制から中央集権的な明治国家体制に変わる重要な画期となりました。しかし、当時の多くの人びとにとって廃藩は「想定外」の出来事であり、とくに先進的な藩政改革を行って高い評価を得ていた熊本藩では、廃藩に異議申し立てを行おうとする者もいました。熊本藩の改革にはどのような意義があったのか。廃藩後、旧藩主細川家や旧藩士はどのように行動し、旧藩の存在はその後の熊本にどのような影響を与えたのか。本展覧会では、巨大な転換期の状況を古文書から明らかにします。

二〇二二年一〇月

大学院人文社会科学研究部 三澤 純

永青文庫研究センター 今村直樹

凡 例

- ・本目録は、第36回熊本大学附属図書館貴重資料展（オンライン）「廃藩置県と熊本藩」（展示監修：三澤純・今村直樹）開催にあたり作成したものである。
- ・本目録に掲載した史料は、細川家文書（公益財団法人永青文庫所有、熊本大学附属図書館寄託）、幸家文書（熊本大学永青文庫研究センター所蔵）である。
- ・掲載している写真は、所蔵先の許可なく転載・複写することを認めない。
- ・本展覧会および本目録は、JSPS 科研費19H01310、21H00571による成果の一部である。
- ・本目録の編集は、三澤純と今村直樹が担当した。

2 明治三年九月 熊本城廃棄意見書

〔太政官日誌〕 細川家文書一〇三一―一六―二一三四

『太政官日誌』に掲載され、全国の耳目を驚かせた意見書

本意見書は、「明治維新の流れが大きくなりつつある今、『戦国之余物』である城郭が全国に林立している状況は、天皇中心の政治体制を確立していく過程において『障碍』にしかならない」と述べる。その上で、「加藤清正が築き、『西陲ノ雄』と称された熊本城を思い切って廃棄し、人心を一新させる画期としたい」と主張する。熊本藩の明治三年（一八七〇）の藩政改革を「肥後の維新」と表現したのは徳富蘆花であったが、この意見書は、まさに「肥後の維新」の象徴として、熊本藩のみならず、全国的な維新政治史の中でも重視されてきた。

しかし、今回の貴重資料展では、本意見書に、これまでとは違った光を照射して、その新しい側面を浮かび上がらせてみたい。詳しくは、オンライン講演会でお話しすることになるが、ここでは概要のみを記しておく。

まず第一に、今回、『太政官日誌』に掲載された本史料を展示した点である。これまでの研究では、本史料は、永青文庫内の「触状控」や「年々覚帳」から紹介されていたが、『太政官日誌』に掲載された歴史の意味こそが大切だと考えた結果である。第二に、本史料作成に際して、同様の趣旨を、先行して願ひ出ていた四つの藩の意見書が参考にされたことを重視した点である。しかし『太政官日誌』に、最初に掲載されたのは熊本藩であったことの意味を政治的に考えたい。第三に、維新政権によって本意見書の内容が承認されたにもかかわらず、実際には熊本城が廃棄されなかった「謎」に対して、新しい切り口から迫ってみたいと考えている点である。この「謎」については、これまで様々な説が唱えられてきたが、上述した第一・第二の課題を丁寧に考察することによって、新たな仮説を提示することができると思っている。

(三澤)



3 (明治四年) 死罪論

(幸家文書〔一紙〕七二)

改革実績をあげた旧知藩事は免職せず、
県知事へ任命を！

旧熊本藩士の幸準蔵(ゆきじゆんざう)による意見書の草稿。廃藩直後の明治四年(一八七二)八月末から同年十一月までの間に作成され、明治政府やその要人に宛てて書かれたものとみられる(今村直樹「廃藩置県に対する旧熊本藩士の意見書」『永青文庫研究』三、二〇二〇年)。幸は、知行高一〇〇石の中級武士で、慶応二年(一八六六)の第二次幕長戦争では小倉口に出陣し、明治三年の藩政改革では監察や郡務掛大属などの要職を務めた。明治四年一〇月に郡務掛大属を辞職した後、明治五年七月からは旧藩主細川家に仕え、世子護成(もりしげ)の教育係などを務めた。

本意見書では、廃藩置県を「古今未曾有の御改正」と称賛しながらも、全国の知藩事(旧藩主)を一律に免職する措置を痛烈に批判する。すなわち、「版籍奉還後、治績があがらない知藩事があるため、藩を廃止する」という廃藩置県の詔書を引用し、逆に治績をあげた者は留任させるべきとして、旧熊本藩知事細川護久による藩政改革の実績(「村々小前共え」による大減税政策など)を列挙し、護久の県知事就任を強く訴えている。さらに、長年にわたる旧藩主―旧藩士間の主従関係の否定について、たとえ全国が一旦は従ったとしても、それは「屈服」であって、「心服」ではなく、旧藩主に薄情な者が朝廷にだけ忠義に厚いことはない」と論じる。廃藩置県に対する旧藩士の批判的反応を示したものととして、全国的にも大変貴重な史料である。

(今村)

斯リテソノ人元六十六歳迄本
藩モ多クシ不肖シテ去
ヨリ尚三月知事上京迄總
十月月ノ間ニ方機之改正先
十カニ行レ申シ前文
詔書ニ或ハ其名アリ其公莫不
奉テ者アリト云テ以ト友ニテ
如ク其実奉リテ九元筆
ヲ縣知事ガ汰汰奉リシ
作リテ公平至南ニ有在
る也ヤ 小臣 細川氏ノ曰
家臣ニ有在ニ曰主ニ私スル
ニモ聞エ可申外作願曰天
下ニ公論ニ有在掛公私ノ思
沛布列臣等トテ奉奉
今
朝廷ニ御運ニ奉奉

旧君臣ノ知習不除時ノ所
一新障礙ト相成在在治績
ノ奉ルモ不奉ニ般ノ引放
急ニ
朝廷ノ思身係所仕置ケル
奉付在在忠
朝廷ニ御辱何程ニ在在
十級令一旦天下靡然トソ
後ニ有云所謂屈服ニ心
服ニ無在在且旧主ノ
者福
朝廷ニ専キ一安有在在
有在是前文分殊ノ頃序
ニ有在在彼ノ仁義ニ依ル
霸者モ能三百年ノ治成ス

4 明治五年六月 細川家文書保存の趣意書

(「雑録 地」細川家文書八―一―一八五―二)

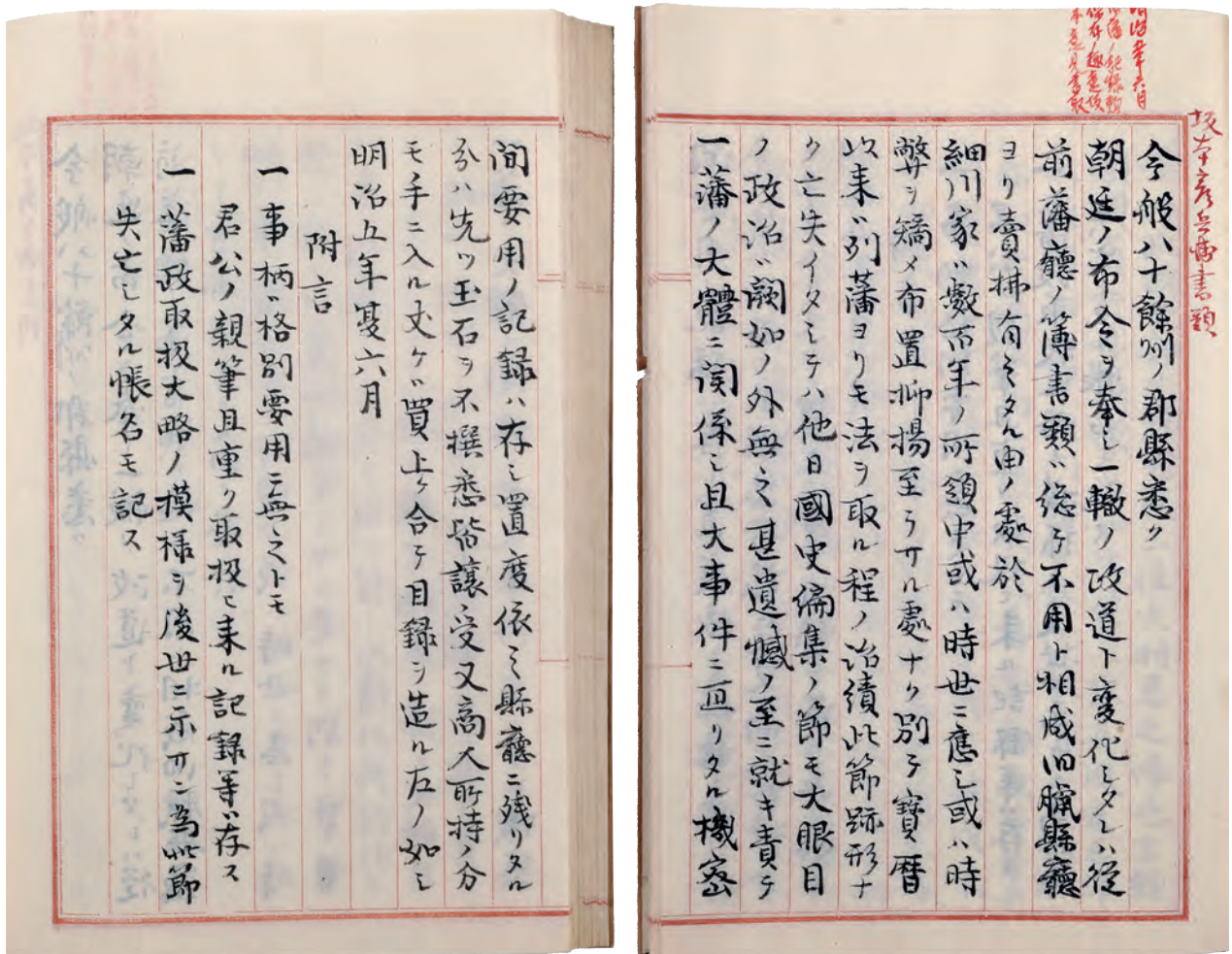
細川家文書は旧藩士の力で守り抜く!

江戸時代、全国には約二六〇もの藩があったが、その歴史資料の多くは、残念ながら廃藩後に散逸してしまった。細川家文書の如く約五万八〇〇〇点もの資料群が現存することは例外的な事例といえる。旧藩士坂本彦兵衛の意見書(写)である本史料は、廃藩後の細川家文書の危機と伝来した要因を示すもの。坂本は知行高一〇〇石の中級武士で、幕末に奉行所佐式役、明治三年の藩政改革では弁務長官を務めており、後に彦衛と改名している。

本史料によると、廃藩置県後、熊本城内で保管されていた旧藩庁文書は熊本県庁に引き継がれるが、県庁はその多くを民間に売却してしまう。この事態を受けて、県庁で不用となった文書は譲り受けるともに、民間への流出分は買い戻し、目録を作成するとしている。注目すべきは、数百年の歴史を誇り、とくに細川重賢による宝曆改革以降、諸藩が「法を取りに来る」ほど高く評価された細川家の治績が、文書の散逸で失われることへの強い危機感が示されている点である。文書が失われては、将来の「国史」編纂に大きな支障をきたすともまで明言されている。

その後、収集・整理された細川家文書は、同家の北岡邸(現北岡自然公園、熊本市中央区横手)で收藏され、「北岡文庫」と称された。廃藩後も細川家に仕えた坂本は、北岡文庫詰という職務につき、その保存管理に尽力した。細川家文書は、西南戦争や太平洋戦争の戦禍をくぐり抜け、現在は熊本大学附属図書館に架蔵されている。

(今村)



5 一八七〇年一〇月一五日 津田静一書簡

(幸家文書〔一紙〕四七)

アメリカの地で洋学校教師の人選に尽力しています

明治維新後、西洋の学問を学ぶ教育機関として、各地で洋学校が開設された。熊本藩でも、明治三年（一八七〇）の藩政改革で洋学校の設立準備が進められ、廃藩後の翌四年九月に熊本洋学校が開校した。注意すべきは、多くの洋学校が廃藩後に廃止されたにもかかわらず、熊本の場合は事業が存続した事実である。

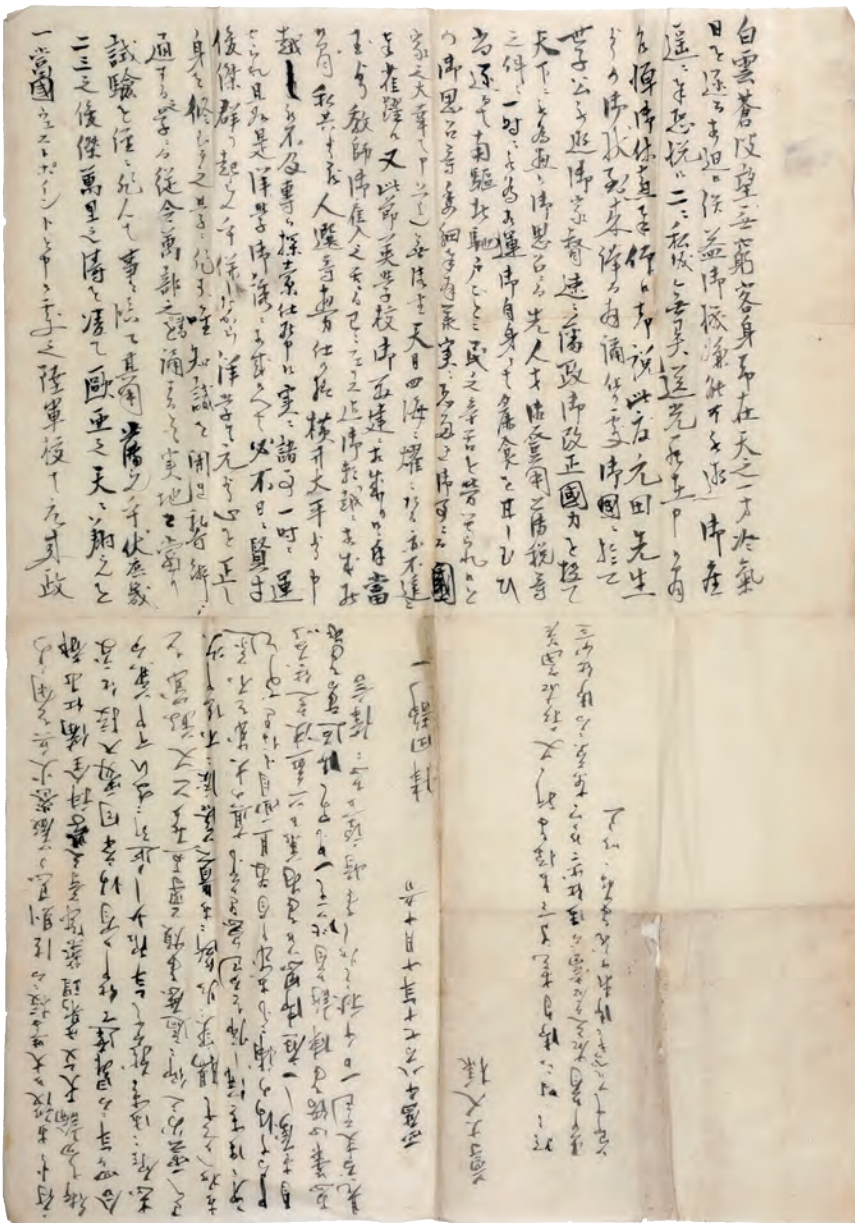
その背景には、藩政改革の実績や学校経営における旧藩関係者の努力があった。

新出の本史料は、アメリカ留学中の熊本藩士津田静一が父の津田山三郎に宛てた一八七〇年一〇月一五日（明治三年九月二一日）付の書状。山三郎は、当時東京で熊本藩権大参事の要職にあった。静一は、明治二年一〇月に英国留学のため横浜を出発したが、予定を変更してアメリカのニューブランズウィックで学ぶこととし、当時はウエスト・ポイントの陸軍士官学校への入学を希望してニューヘブーンにいた（高木不二『幕末維新期の米國留学』慶應義塾大学出版会、二〇一五年）。

本史料で静一は、熊本本の元田永孚からの書状で細川護久による藩政改革を知らされ、その盛名が遠からず天下に轟くものと「雀躍」している旨を伝えている。注目すべきは、熊本藩が設立する「英学校」（洋学校）の教師をアメリカから雇い入れるため、その人選などに尽力するよう日本の横井大平から依頼があり、静一自身も「探索」しているとの記述である。大平は小楠の甥で、アメリカへの留学経験を持ち、当時は熊本洋学校の設立準備に奔走していた。明治三年九

月の時点で、アメリカで洋学校の教師探しが始められていた事実は、本史料で初めて確認されたものである。

ただし、実際に洋学校教師として来日するジェーンズに、日本行きの手配が来たのは、呼びかけが各所を巡り巡った後の「一八七一年の春早く」のことであった（F・G・ノートヘルファー著・飛鳥井雅道訳『アメリカのサムライ』法政大学出版局、一九九一年）。ジェーンズ自身、日本に行くかどうか非常に悩んだという。熊本洋学校の教師探しは、アメリカの地で早期に着手されながらも、ジェーンズが明治四年八月に熊本に赴任するまで、非常に難航したことがうかがえる。（今村）



6 明治九年一〇月 明治九年 日記

(細川家文書二二二一九一)

神風連の乱で避難を余儀なくされた細川家の御曹司

廃藩置県後、免職された知藩事は上京を命じられ、以後東京に居住する。一般的には、廃藩によって旧藩主家は旧藩地から切り離されたと理解されているが、実際はその後も少なからぬ旧藩主の家族が旧藩地に留まり続けていた。細川家の場合も、護久の世子護成やその妹たちが北岡邸などに居住しており、彼らの養育や日常生活は、同家に雇用された旧藩士たちにより支えられていた。

明治九年一〇月二四日の夜、旧藩士の一派である敬神党が挙兵する(神風連の乱)。敬神党の一部は、護成の擁立によって旧藩士の協力を取り付けることを企図し、北岡邸に向かった。北岡邸の日記である本史料によると、午前零時前に熊本城の鎮台兵営などから出火し、ほどなく大小の砲声が聞こえ出したところ、旧藩士の面々が「御守衛」のために参集し、密かに護成や妹たちの避難を勧めた。護成が敬神党の手に渡ることを恐れたためである。護成は、旧藩士に守られて北岡邸を脱出し、途中から人力車に乗り、宇土の桂原に避難した。この一件について、本史料には「いつれ茂苦心仕、紙上二難尽候事」と記されており、当夜の混乱ぶりがうかがえる。神風連の乱自体はわずか一日で鎮定されるが、この北岡邸をめぐる混乱の一報を受けて、父の護久は旧藩地での護成の養育を断念し、東京への移住を決断するに至る。

(今村)



WEB同時開催

公開講演会・第15回永青文庫セミナー

演題① 熊本城廃棄申請書の

成立事情と「御城拜見」

講師 三澤 純

(熊本大学大学院人文社会科学部〈文学系〉准教授)

演題②

廃藩置県後の

旧藩主細川家と旧藩士

講師

今村直樹

(熊本大学永青文庫研究センター准教授)



明治期 熊本城図(細川家文書二二五・二九)

第36回 熊本大学附属図書館貴重資料展 (オンライン)

解説目録

廃藩置県と熊本藩

廃藩置県から150年目の今年、
巨大な転換期を貴重資料により復元

三澤 純 今村 直樹 編著

令和3年10月刊 熊本大学附属図書館

本目録の無断転載・複製を禁ずる